

埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例案の 本会議での採決を見送られることを求めます

2012年10月9日

「平和のための埼玉の戦争展」実行委員会

実行委員長 田中熙巳

事務局 電話 048-825-7535

本日、県議会・総務県民生活常任委員会にて、「埼玉県平和資料館条例の一部を改正する条例案」が審議の後、採決されました。

私たちは、埼玉県平和資料館の運営協議会の委員に事前に連絡も報告なく、県民にも一切知らせることなく、いきなり9月24日に県議会に提出されたことは心外だとして、この間、要望書を提出するなど、意見表明をしてきたところです。

しかし、本日開催された総務県民生活常任委員会において、わずか半日の審議で、採決されてしまったことは残念でなりません。

審議の過程で、指定管理者にすればできることが、なぜ今の状態でできないのか。それを県で実行しないのはなぜか、県で実行してから、それでもできないときに指定管理にするのもよいのではないか、という意見が出されたり、館長の処遇や運営協議会の位置づけのことが「今後の検討」となっているのは議案として不十分なのではないか、といった質問が出されました。これらは、そもそも指定管理者制度になじまない施設を、「管理の一部」だとして無理やり指定管理者制度のもとに置こうとしていることの不自然さを浮き彫りにするものでした。

傍聴している私どもは、これでは「不採決、あるいは継続審議になるのでは…」と淡い期待を抱いたものでした。

しかし、結果的には総員起立で可決・成立となりました。

しかも、この案件に対する県民から出された請願は、常任委員会としての態度が決まっているからという理由で、審議もなく不採択となりました。

今回のことは、公的な施設を指定管理者のもとに置く上での手続き面での不十分さにとどまらず、公的な財産を扱うなど内容面でも問題があることが明らかになっています。

平和資料館についていえば、これまで指定管理者制度への移行が論議されていたわけでもなく、そのことを「公約」に掲げておられた方は一人もいないはずです。

にもかかわらず、県当局が突如として持ち出してきた条例改正案を、今日、このような形で採決されたことは、あまりにも拙速が過ぎるのではないかと、思います。

私たちは、県議会議員のみなさまが、真に民意を汲みつくすという立場から、今回、県議会本会議での採決を見送られ、審議のなかで出された貴重なご意見・ご指摘を継続して協議され、多くの県民が納得できる結論を出されることを切に望みます。